

福岡市公報

令和 7 年12月18日 第7198号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
告次—
示

ページ

○石川県の一部の地域における被災納税者等が行う市税に関する申
告期限等の指定 (第243号)…………… 1

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (第333号)…………… 2

○公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定 (第334号)…………… 2

○福岡市農業振興地域整備計画の変更 (第335号)…………… 2

教 育 委 員 会

○福岡市立市民センター条例施行規則の一部改正 (規則第18号) …… 3

告 示

福岡市告示第243号

福岡市市税条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月29日付福岡市告示第26号において別途福岡市告示で定めることとされている期日のうち次に掲げる地域に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 月 4 日までの間に到来するものについて、同月 5 日とする。

令和 7 年12月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

都道府県名	指 定 地 域
石川県	輪島市 珠洲市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町

公 告

福岡市公告第333号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年12月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市西区今宿町202番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区今宿西一丁目13番 4 -101号
津田 篤志
津田 由布子

福岡市公告第334号

建築基準法第86条の 2 第 1 項の規定に基づき、建築物の位置及び構造が公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第 6 項の規定により次のように公告する。

なお、当該認定に係る図書は、福岡市役所（住宅都市みどり局建築指導部建築指導課）において一般の縦覧に供する。

令和 7 年12月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 申請者氏名
福岡県建築都市部県営住宅課長
- 2 対象区域の位置
福岡市博多区板付三丁目 4 番44、 5 番 2、 5 番15、 5 番19、10番 1、10番 6、11番 1、11番11、1000番24、1000番26、1000番28、2000番16、2000番17、2000番26、2000番27、2000番37及び2000番38
- 3 認定番号
第22号
- 4 認定年月日
令和 7 年11月25日

福岡市公告第335号

農業振興地域の整備に関する法律第13条第 1 項の規定に基づき、福岡市農業振興地域整

備計画を次のように変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、当該変更後の福岡市農業振興地域整備計画書は、福岡市役所（農林水産局総務農林部農業政策課）において縦覧に供する。

令和7年12月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 変更の内容

農用地区域からの除外及び用途区分の変更（農地を農業用施設用地に変更）

2 変更に係る土地

(1) 農用地区域からの除外

所 在	地 番
福岡市西区大字吉武	13番
	10番3の一部
福岡市西区大字元岡	1318番の一部
福岡市西区丸川一丁目	1535番1

(2) 用途区分の変更（農地を農業用施設用地に変更）

所 在	地 番
福岡市西区大字元岡	1318番の一部

教 育 委 員 会

福岡市立市民センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月18日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第18号

福岡市立市民センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立市民センター条例施行規則（昭和52年福岡市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「福岡市立中央市民センター専用駐車場」の次に「及び福岡市立博多市民センター専用駐車場」を加える。

第7条第2項第2号中「及び福岡市立中央市民センター専用駐車場」を「、福岡市立中央市民センター専用駐車場及び福岡市立博多市民センター専用駐車場」に改める。

別表第1 福岡市立中央市民センター専用駐車場の項の次に次のように加える。

福岡市立博多市民センター専用駐車場

福岡市博多区山王一丁目

別表第 2 ホール付属設備使用料 5 福岡市立博多市民センターの表音響設備の部エレベーターマイク装置の項を削る。

別表第 3 備考中「福岡市中央図書館」の次に「、福岡市博多図書館」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。